

令和４年度 第３回自治会・行政連絡会議 会議録

会 議 の 名 称		令和４年度第３回自治会・行政連絡会議
開 催 日 時		令和５年２月２２日（水） １９：００～１９：４０
開 催 場 所		町民総合会館ゆるびの舎 ２階研修室
出席者	自治会・町内会	出席：２５自治会 欠席： ３自治会
	行政	町長、副町長、教育長、町民課長
	事務局	まちづくり企画課
	関係機関	社会福祉協議会
会 議 次 第		１. 開会 ２. 町長あいさつ ３. 連絡事項 ＜まちづくり企画課＞ ・令和４年度及び令和５年度行事予定表について【資料No.1】 ・令和４年度自治会等活動実績報告書の提出について【資料No.2】 ・令和５年度自治会・町内会代表者等連絡票兼債権者登録申出書の提出について【資料No.3】 ・令和５年度早島町自治会等活動推進交付金について【資料No.4】 ＜町民課＞ ・令和５年度一斉清掃の実施について【資料No.5】 ＜早島町社会福祉協議会＞ ・自治会・町内会代表者等の情報提供のご依頼【資料No.6】 ４. その他 ５. 閉会
会 議 資 料		・ 次第 ・ 出席者名簿 【資料No.1】令和４年度及び令和５年度行事予定表について 【資料No.2】令和４年度自治会等活動実績報告書の提出について 【資料No.3】令和５年度自治会・町内会代表者等連絡票兼債権者登録申出書の提出について 【資料No.4】令和５年度早島町自治会等活動推進交付金について 【資料No.5】令和５年度一斉清掃の実施について 【資料No.6】自治会・町内会代表者等の情報提供のご依頼

会議録作成者	まちづくり企画課 令和５年２月２２日作成
--------	----------------------

会議内容（要点）

1. 開会

2. 町長あいさつ

今日が今年度 3 回目となるが、皆さんから頂いた様々なご意見を反映できるように、役場も頑張っているところである。新型コロナウイルスの感染者が今日も 300 人を超えたが、国の方針で色々変わり始めている。マスクの着用も 3 月 13 日から個人の判断ということになった。早島では 3 月 13 日が中学校の卒業式となっており、教育長とも話し合い、方針を決めているところである。役場としても今までの規制を見直し、ウィズコロナ、アフターコロナということで備えていきたい。また、インフルエンザも流行っており、学級閉鎖もいくつか出ている。昨年までは、インフルエンザの名前をあまり聞かなかったが、コロナが収まれば、また別の病気が出てくる。今までの歴史もその繰り返しの中でやってきたのだと思う。お互いに気を付けながら、やっていきたいと考えている。

3. 連絡事項

- (1) 令和4年度及び令和5年度行事予定表について【資料No.1】
- (2) 令和4年度自治会等活動実績報告書の提出について【資料No.2】
- (3) 令和5年度自治会・町内会代表者等連絡票兼債権者登録申出書の提出について【資料No.3】
- (4) 令和5年度早島町自治会等活動推進交付金について【資料No.4】

資料に沿って説明。以下補足。

- ・以前にご回答いただいた自治会費等のアンケートについては、今回の会議資料を送付する際に同封しているので、ご確認いただきたい。
- ・行事予定表について、自治会・町内会に関係する行事は太字で表記しているので、参考にしていただきたい。
- ・自治会等活動推進交付金の交付金額は、各自治会・町内会の 4 月 1 日時点の世帯数・人口をもとに算出している。世帯数・人口は町が把握している自治会等の区域内において、自治会等への加入、未加入に関わらず、住民基本台帳上の数を用いている。今回お示しした金額は、1 月 1 日時点の世帯数・人口により算出しており、あくまでも推定額ではあるが、自治会予算を立てる際の参考としていただきたい。

Q. 自治会等活動推進交付金について、昨年にも他の自治会で使い切れない場合は返すように町から言われたみたいだが、本当か。

A. 活動推進交付金なので、活動していない、集会所の維持管理の費用等にも充てられない場合は、返していただくことになる。

Q. 水道料金について町から減免を受けたことで、交付金を使い切れなかったが、そこは考慮してもらえないのか。

A. 水道料金の減免は町の公費で行っており、町が負担しているため、交付金の余りについては、活動していないものとして返していただくことになる。

- (5) 令和5年度一斉清掃の実施について【資料No.5】

資料に沿って説明。

Q. どちらの清掃日を選択するかを報告する必要はあるのか。また、今回の日程以外にごみがよく出る秋にも個別で行っているが、それは従来通り行ってよいのか。

A. 3 月上旬に案内を送付するので、その際に清掃日を報告していただくことになる。11 月に一斉清掃をしている自治会があり、同じ日程であれば、同様に対応することはできる。また、清掃のボ

ランティアの方にはごみ袋を配布する事業を実施している。広報 3 月号でもご案内しているが、役場に申請すれば、ごみ袋を配布し、また、集めたごみについては町で処分することもできる。ご要望がある場合は事前にご相談いただきたい。

(6) 自治会・町内会代表者等の情報提供のご依頼【資料№6】

資料に沿って説明。

4. その他

【町からのお願い】

前回の自治会行政連絡会議で、ごみステーションの件が話題になったが、こちらについて町から改めてお願いがある。自治会への加入・未加入でごみステーションを利用させるのかどうか議論になったが、町の方針としてはコミュニティの維持が今後も重要になってくることもあり、ごみステーションについては可能であれば、加入・未加入に関わらず、利用させてあげてほしいと考えている。しかし、自治会未加入者がルールを中々守ってくれないなどの問題もあることから、これは義務というわけではないが、町から自治会長の皆様をお願いしたいということで、お話しさせていただいた。これについては色々ご意見もあると思うが、これから高齢化社会、人口減少社会が進む中で、コミュニティを維持していくことは様々な面で大事になると考えている。例えば、ごみステーションの利用から始まるコミュニティがあってもいいのではと思う。

Q. 行事予定について、ソフトボール大会は秋の 1 回のみか。

A. 担当課に確認したところ、監督会議の中で、春は集まりにくいということで、春は中止することに決まったので、秋の 1 回のみである。

Q. ごみ減量化推進委員は変更がない場合は報告不要とのことだが、その他の委員はどうか。

A. 交代の時期ではないが、個別に変更がある場合は担当課にご相談いただきたい。

【自治会からのお願い】

一斉清掃の案内は後日送付するとのことだったが、今回の会議の場でまとめて配布してもらえると助かる。受け取る側からすれば、個別で来ると非常に分かりにくい。また、行政委員の交代依頼などもまとめて配布していただきたい。

【自治会からの情報提供】

ごみステーションは町のものでもあり、他の自治会の方でもこちらが近ければ、組合員の手承を得たうえで、使わせてあげている。もちろん近所の方にもご協力いただきながら、ルールを徹底するように気を付けている。

5. 閉会(19時40分)

以上

※Q. 自治会長 A. 町